

気象警報発令時の臨時休館について

■臨時休館となる場合

- ・ 暴風警報発令時
- ・ 河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮のレベル4以上の警報発令時
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合

■警報解除後の再開について

<かなんぴあ（ふれあいの湯除く）>

午前7時までに解除	➡	通常どおり開館
午前9時までに解除	➡	正午から開館
正午までに解除	➡	午後3時から開館
正午までに解除されない場合	➡	終日休館

<ふれあいの湯>

午前7時までに解除	➡	通常どおり開館
午前9時までに解除	➡	正午から開館
午前9時までに解除されない場合	➡	終日休館

※震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生日は終日臨時休館

※警報解除後や震度4以下の地震であっても、状況によっては休館となる場合もございますので、ご了承ください。

※営業中に臨時休館対象となる警報が発令された場合はその時点より臨時休館となります。